

○奈良市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する要項

[目次]

第1 一般的事項

第2 運営に関する基準

第1 一般的事項

- 1 この要項は、奈良市軽費老人ホームの設置及び運営の基準に関する条例（平成30年奈良市条例第21号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 条例の趣旨及び内容については、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成20年5月30日老発第0530002号厚生労働省老健局長通知）に定めるもののほか、この要項に定めるとおりとする。
- 3 条例第4条は、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）に基づき、本市と事業者が協働して、暴力団排除の推進を図るものであり、法人の役員、管理者をはじめとする事業の運営に従事する者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者であってはならない。
- 4 「勤務時間」の定義
勤務時間とは、労働者が使用者の指揮命令の下に置かれている実労働時間とする。したがって、事業所以外での待機時間等を、勤務時間に算定することは認められない。
- 5 生活相談員の資格要件（省令第5条第2項）
生活相談員の資格要件については、奈良市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する要項第2の3の規定を準用する。
- 6 非常災害対策（省令第6条第1項及び第2項）
 - (1) 条例第8条第1項は、軽費老人ホームが省令第8条第2項に規定する避難訓練、救出訓練その他の訓練を実施するに当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。また、訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとする。
 - (2) 条例第8条第2項は、軽費老人ホームにおける災害対応強化を図るため、非常災害時における備蓄として、施設の実情に応じた非常食、飲用水、日用品等の確保に努めなければならない旨を規定するものである。
- 7 面積及び幅の算定方法
面積及び幅は内法方法により算定すること。ただし面積については、固定物部分を除

くこととする。

8 報告（条例第8条）

条例第8条の市長が別に定めるところは、次に掲げるものとする。

- (1) 施設状況報告書
- (2) その他市長が介護サービスの向上を図るために必要と認める情報の調査

第2 運営に関する基準

1 重要事項説明書の記載項目（省令第12条第1項）

軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームからサービスの提供を受けることにつき文書により同意を得ること。なお、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書（重要事項説明書）には、次の項目を定めておくこと。

- ① 運営規程の概要
- ② 従業者の勤務体制
- ③ 利用料金
- ④ 緊急時の対応
- ⑤ 事故発生時の対応
- ⑥ 苦情処理の体制及び窓口（事業所、市町村、国民健康保険団体連合会の連絡先）
- ⑦ 守秘義務

2 食事（省令第18条第1項）

規則的な食事が単なる栄養の摂取のみにとどまらず、生活の質の維持及び向上において重要な意義を持つことを踏まえ、入所者の心身の状況及び嗜好への配慮に加えて、旬の食材や郷土食を取り入れる等の献立の工夫に努めることにより、入所者の食べる意欲の維持及び向上に努めることとしたものである。

3 勤務体制の確保（省令第24条第1項及び条例第13条）

- (1) 軽費老人ホームごとに作成する勤務形態一覧表について、兼務の場合は職種ごとに時間を分けて記載すること。
- (2) 条例第13条は、従業者がやり甲斐を感じ働き続けることができるよう職場環境の整備を促進するため、従業者に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めることとしたものである。

4 衛生管理等（条例第27条第2項第2号）

「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策、発生時の対応並びに感染対策委員会の構成員及び開催頻度を規定すること。

5 苦情処理（省令第31条第1項）

条例第32条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、事業所、奈良市及び国民健康保険団体連合会の各相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該施設における苦情を処理するために講ずる措置の概要を明らかにし、入所者又はその家族にサービス

の内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、施設に掲示すること等である。

6 事故発生の防止のための指針（省令第33条第1項第1号）

軽費老人ホームが整備する「事故発生の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

- (1) 施設における介護事故の防止に関する基本的考え方
- (2) 介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項
- (3) 介護事故の防止のための委員会の構成員及び開催頻度
- (4) 介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針
- (5) 施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合（ヒヤリ・ハット事例）及び現状を放置しておくとならば介護事故に結びつく可能性が高いもの（以下「介護事故等」という。）の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針
- (6) 介護事故等発生時の対応に関する基本方針
- (7) 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- (8) その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針

7 事故報告（省令第33条第2項）

軽費老人ホームは、事故が発生した場合には「有料老人ホーム等事故報告取扱要領」に則り、奈良市への報告を原則3日以内に行うこと。なお、緊急性の高い事故については、速やかに電話により報告するとともに、その後報告書を提出すること。

8 関連法令の遵守

事業を運営するにあたっては、以下に例示する法令を含め、関連する法令や条例等を遵守すること。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）
- (3) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）
- (4) 消防法（昭和23年法律第186号）
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- (6) 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- (7) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (8) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）